

沖縄県子育て総合支援事業（高校生進学チャレンジ支援事業・南部圏域）  
業務委託に係る企画提案募集要領

本公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業です。そのため、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

次のとおり企画提案者を募集するので公告する。

令和6年2月29日

沖縄県知事 玉城 康裕

**1 委託業務名**

沖縄県子育て総合支援事業（高校生進学チャレンジ支援事業・南部圏域）業務委託

**2 事業目的**

大学進学への意欲が高く、成績や就学状況は良好であるにも関わらず、経済的に厳しい状況に置かれ、進学塾等へ通うことが困難な高校生に対する学習支援を行い、難関大学へのチャレンジを支援することで、上級学校への進学を図り、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

**3 委託業務の概要**

別添「沖縄県子育て総合支援事業（高校生進学チャレンジ支援事業・南部圏域）業務委託に係る企画提案仕様書」のとおり。

**4 委託期間**

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで（予定）

**5 予算額**

5,320,128円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

※当該金額は、企画提案のために提示する金額の上限額であり、実際の契約金額ではない。

※本募集要領は、令和6年度の業務に係る企画提案を募集するものであるが、令和7・8年度も同事業の実施を予定していることから、令和6年度及び令和7・8年度の3か年分について企画提案すること。ただし、本公募の採択者に継続して契約することを保証するものではない。

**6 応募資格**

次に掲げる要件をすべて満たす事業者又は複数の事業者からなるコンソーシアムであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※1）に

規定する者に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(※1) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 提出書類の受付期間において、会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (3) 指名停止措置を受けている者、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) コンソーシアムの場合は、(1)から(3)のほか以下の要件を全て満たすこと。
  - ① コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。
  - ② コンソーシアムの構成員が単体として重複参加していないこと。
- (5) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、業務委託の内容及び経理処理を的確に実施できる能力を有すること。
- (6) 沖縄県南部福祉事務所管轄のうち沖縄本島内（※）で、高校生に対し大学進学に係る学習を実施し、大学合格させた実績のある者。

※那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、西原町、与那原町、八重瀬町の5市4町
- (7) 今回の委託に際して、主として本業務委託に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本業務委託に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (8) 本事業を受託した場合は、受け入れる生徒の選考試験及び面接の実施ができること。

## 7 応募手続等

(1) スケジュール

令和6年2月29日（木）	企画提案公募開始
令和6年3月6日（水）16時必着	質問受付締切
令和6年3月12日（火）12時必着	参加申込締切
令和6年3月14日（木）16時必着	企画提案書提出締切
令和6年4月上旬 ※予定	選定結果通知

## (2) 質問事項受付

## ①質問方法

質問書【様式1】に記入し、Eメールにより送信すること（必ず電話で受信確認を行うこと）。

## ②質問に対する回答

県子ども未来政策課ホームページにて回答を掲載する。

## (3) 参加申込

## ①提出書類

企画提案参加申込書【様式2】

宣約書【様式3】※コンソーシアムの場合は構成員ごとに作成

## ②提出方法

持参又は郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

## (4) 企画提案書等の提出

## ①提出書類・提出部数

ア	企画提案応募申請書【様式4】	・・・1部
イ	会社概要【様式5】	・・・8部
ウ	企画提案書【様式6】	・・・8部
エ	経費見積書【様式7】	・・・8部
オ	生徒向け授業料等の料金表もしくは案内文書	・・・8部
カ	塾のパンフレット等（なければ不要）	・・・8部
キ	コンソーシアム協定書【様式は任意】	・・・1部

※コンソーシアムの場合、イウオカは全ての構成員分を提出すること。

※片面印刷（A4用紙）すること。パンフレット等、すでに印刷された資料を提出する場合は、この限りではない。

※上記イからカの書類（以下「企画提案書一式」という。）を1セットにしてホッチキス等で綴り、適宜インデックス等を付けるか、又は、全ての書類に通し番号でページを付すこと。

※上記エについて、学習塾サービスにかかる経費（塾の料金）は、本事業を利用しない生徒に提供する料金（通常の塾の料金）と同一の設定とすること。なお、一般管理費は生徒選抜に係る項目にのみ計上を認める。

## ②提出方法

持参又は郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

**8 企画提案書の作成方法**

企画提案書【様式6】により作成すること。

※コンソーシアムの場合、構成員ごとに作成すること。

(参考)

- (1) 本事業に対する考えについて
- (2) 対応予定の教室数について

- (3) 学習支援方針等について
  - ① 貴塾の特徴
  - ② PR 等
  - ③ 実施体制
- (3) 学習支援内容について
- (4) 大学合格実績について

## 9 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 虚偽の記載又は募集要領に適合しない企画提案書等は、無効とする。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (4) 企画提案書の作成に要する費用等については、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (6) 企画提案にあたり、企画提案書等に連携先等の具体的な法人名称を使用する場合は、企画提案者が当該法人等から了承を得ること。
- (7) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (8) 事業の実施にあたっては、県と随時、実施内容を協議しながら進めていくものとし、企画提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (9) 沖縄県子育て総合支援事業（高校生進学チャレンジ支援事業）の他圏域への同時応募を可能とする。
- (10) 事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15条）第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。

## 10 経費の計上

上記「7 応募手続等」中「(4)エ 経費積算書【様式7】」は、次の内容で積算すること。

- (1) 受入人数  
8名以上とすること。
- (2) 学習支援期間  
令和6年度は5月から翌年3月までの11ヶ月の経費を見積もること。  
令和7・8年度は4月から翌年3月までの1年分の経費を見積もること。  
※なお、高校3年生は3月までの経費を見積もるが、進路先決定後は支援の終了を県と協議できるものとする。
- (3) 経費項目  
以下の項目の計上が考えられる。なお、①から④の各単価は、一般の生徒を通塾させる時の費用と同額で計上すること。
  - ①入会金

② 授業料

月謝払いもしくは一括払いか明示すること。

③ 授業料以外の費用

上記①及び②以外に係る費用（施設使用料、夏期・冬期講座等特別講座費、教材費、個別支援費等、その他授業料以外に係る費用）を計上すること。

月謝払いもしくは一括払いか明示すること。

④ 模擬試験代

自社で受験できる全国規模の模試の費用を計上すること。

一般的に受験する可能性がある模試を選定し費用を計上すること。

⑤ 生徒選抜の実施に要する経費

学力テスト（入塾テスト）に係る問題作成や実施、面接等を行うにあたり必要な費用などを計上すること。

⑥ 一般管理費

上記⑤の10%以内（①～④は算定基礎に含まない。）

⑦ 消費税（10%で計上すること）

(4) 留意事項

上記①～⑤は、税抜金額で記載すること。

## 11 委託候補者の選定方法等

(1) 審査方法

沖縄県に設置する企画提案選定審査会において、提出された企画提案書一式について総合的に審査し、最も優れた提案者を上位として委託契約候補者の順位を決定する。なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には「該当者なし」とする。

※ 企画提案選定審査会では、応募者によるプレゼンテーションは実施せず、書面審査のみで審査を行う。

(2) 質問について

企画提案選定審査会は、提出された企画提案書一式の内容について、当該応募者へ質問を行うことができ、質問を受けた場合は、当審査会が示す回答期限までに回答することとする。

なお、質問及び回答は別途定める様式を用いEメールにより行うこととする。

(3) 優先交渉者との協議について

審査により決定した優先交渉第1位及び第2位である応募者と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該応募者と委託契約を締結する。

ただし、優先交渉順位第1位及び第2位の応募者との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の応募者と委託契約に関する協議を行う。

提出された企画提案書一式、審査内容及び審査経過等については公表しない。

## 10 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知する。

## 11 契約締結時の留意事項

### (1) 契約締結の手続き

- ①委託候補者を決定したときは、県は、あらためて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を取り、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結し、契約書を交わすものとする。
- ②委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。
- ③契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付すること。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

#### 【沖縄県財務規則（抜粋）】

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 略
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4)～(12) 略

## 12 提出、問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁3階）  
沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課 新崎、町田、糸満  
TEL 098-866-2100 FAX 098-869-5146  
E-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp